

下市町定住促進学びの支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下市町に在住し高等学校等に通学する生徒に対し、予算の範囲内において通学費用を補助することにより、下市町への移住・定住の促進と修学における経済的負担の軽減を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程

(2) 定期券又はIC定期券

公共交通機関が発行する1箇月、3箇月又は6箇月の鉄道及び路線バスの通学用定期乗車券で、生徒の住居及び生徒が通学する高等学校等に最も近いJRおよび私鉄駅又は路線バス停留所までの区間において利用した場合のものをいう。但し、スクールバスを利用する場合に限り、その利用に最も合理的な駅又は停留所とする。

(補助対象者)

第3条 通学費の補助対象者は、下市町の住民基本台帳に記載があり、かつ下市町内に在住し、高等学校等に通学する生徒とする。ただし、この要綱以外の法令等による通学費の補助を受けている者については、補助対象としない。

(補助対象期間)

第4条 補助対象とする期間は、高等学校等に在籍する期間とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等については、次の各号に定めるところとする。

(1) 公共交通機関 定期乗車券等購入額、回数券購入額

(2) スクールバス 利用負担金

(3) 複数の通学方法を利用の場合、すべてを対象とする。

(4) 補助金額は月額5,000円を上限とする。

(5) 補助金額は100円未満を切り捨てとする。

(6) 補助対象期間において、定期乗車券購入の有効期間の種類は問わない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、下市町定住促進学びの支援事業補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる必要書類を添えて申請しなければならない。ただし、同じ年度内に複数回申請する場合で、同じ年度内の前回の申請内容と変更がない場合は、次に掲げる書類のうち、第1号、第3号及び第4号に規定する書類の添

付を省略することができる。

- (1) 学生証又は在学証明書の写し
 - (2) 定期券又は IC 定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書等
 - (3) 金融機関の通帳の写し
 - (4) 補助対象者の住民票の原本又は写し
 - (5) 同条第 1 項第 2 号に規定する定期券又は IC 定期券の写し、スクールバス利用負担金の領収書を紛失等で提出できない場合は、同条第 1 項第 1 号に規定する書類及び学生証等に記載されている通学定期乗車券発行控等の写しを必要書類として提出を求め、交付申請の内容を審査するものとする。
 - (6) その他町長が必要と認めたもの
- 2 申請は月単位で複数月まとめて受付できるものとする。
- 3 申請時期は 3 月 31 日までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付)

第 7 条 交付申請の内容を審査し、適正と認めるときは原則として申請書の提出があった月の翌月末までに、補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第 8 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為により補助を受けていることが判明した場合には、補助を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 11 年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行し、令和 11 年度の予算執行終了をもって効力を失うこととする。